当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、平成26年４月１日付け最高裁判所事務総局経理局長公示「競争参加者の資格に関する公示」別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係（〒102―8651 東京都千代田区隼町４―２　電話03―3264―8111　内線3909）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑾　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⑿　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of expenditure of the procuring entity : KAKIUCHI Tadashi, the obligated officer, Director-General of the Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan

⑵　Classification of the procurement : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work for a new courthouse of Fukuoka High Court, Fukuoka District Court, Fukuoka Family Court and Fukuoka Summary Court

⑷　Term for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : Between 9 a.m. and 5 p.m., From August 18, 2014 to September 12, 2014 (except for holidays)

⑸　Time-limit for the submission of bids by electronic bidding system : 1 : 30 p.m., November 21, 2014 (bids by mail must be received by 1 : 30 p.m., November 21, 2014)

⑹　Contact point for this notice : Contract Section, Construction and Repairing Division, Financial Bureau, General Secretariat, Supreme Court, 4―2 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8651, Japan, TEL 03―3264―8111 (ext. 3909)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年８月18日

支出負担行為担当官

大阪高等裁判所事務局長　北川　　清

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　神戸地家裁尼崎支部庁舎新営等建築工事

⑶　工事場所　兵庫県尼崎市水堂町３―２―34

⑷　工事内容　本工事は次に掲げる神戸地家裁尼崎支部庁舎新営等建築工事を施工する。

敷地面積　8,769㎡

建物用途　裁判所庁舎

構造・階数　ＳＲＣ造、地上５階、地下１階、塔屋１階

建物規模　延べ面積10,945㎡

工事種目　建築工事　庁舎本館　一式
屋外　一式
とりこわし　一式

⑸　工期　平成29年３月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。

⑺　本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の対象工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、支出負担行為担当官の承諾を受けなければならない。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）、又は、次の⑴、⑵及び⑷の条件を満たしている単独有資格業者であること。

⑴　共同企業体のすべての構成員

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　裁判所の平成25・26年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑴イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、大阪高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照。）。

カ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

キ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、裁判所発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ク　総合評価落札方式において提出された技術提案が適正であること。

⑵　共同企業体の代表者である構成員

ア　裁判所の平成25・26年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,200点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事に係る総合点数が1,200点以上であること。）。

イ　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす建築工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　建物用途　「研修・交流施設、体育館・屋内運動施設、宿泊施設、倉庫」以外の建物

㋑　構造・階数　ＲＣ造、ＳＲＣ造又は軽量鉄骨以外のＳ造・地上４階以上地下１階以上

㋒　建物規模　延べ面積7,000㎡以上

㋓　工事種目　建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築）工事
ただし、軽微なもの（請負金額が500万円未満の工事）を除く。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員

ア　裁判所の平成25・26年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,150点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事に係る総合点数が1,150点以上であること。）。

イ　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす建築工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　建物用途　「研修・交流施設、体育館・屋内運動施設、宿泊施設、倉庫」以外の建物

㋑　構造・階数　ＲＣ造、ＳＲＣ造又は軽量鉄骨以外のＳ造・地上２階以上

㋒　建物規模　延べ面積3,500㎡以上

㋓　工事種目　建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築）工事
ただし、軽微なもの（請負金額が500万円未満の工事）を除く。

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、共同企業体の代表者以外の構成員は次のア及びエの基準を満たす主任技術者を専任で配置できること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。